

山武の



普及だより

山武農業事務所

山武農林業振興普及協議会

〒283-0005 千葉県東金市田間2-14-2

☎ 0475-54-0226 FAX 52-7914

ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/ap-sanbu/index.html>

農業経営体育成セミナーの開講式・合同視察研修を開催

～今年も新規就農者が多数受講～



写真2 合同視察研修・ねぎ調製場の見学



写真1 開講式の様子



写真3 合同視察研修・ねぎ栽培ほ場の見学

山武農業事務所では、新規就農者を対象に、経営管理能力の向上と仲間作りを目的とする農業経営体育成セミナーを開催しており、5月27日に、開講式と合同視察研修を行いました。今年度は、基本研修生9名、専門研修生6名、総合研修生9名の計24名がセミナーを受講します。

開講式には、各市町、JA及び指導農業者等を来賓としてお招きし、セミナー生に向けた励ましのお言葉をいただきました。

きました。

視察先は、平成27年にセミナーを修了し、大網白里市でねぎの周年栽培に取り組み桑田健二氏の農場に伺い、雇用を活用した大規模経営事例を学びました。

セミナー生からは、「従業員への作業指示の出し方」、「人脈作りにおいて意識していること」などの様々な質問が寄せられ、桑田氏からは、セミナーで得たことやアドバイスも交え、今後の農業経営に役立つ助言をいただきました。

また、今回の視察を通し、目標を立ててチャレンジすることの大切さを学び、自身の経営に対し意欲的に考えられるようになったという感想が多くあり、セミナー生にとって得るところの多い研修となりました。

農業事務所では、今後、地域農業を支える担い手の活躍を支援していきます。

落花生の かん水について

落花生は乾燥にとっても強い作物です。しかし、開花後の莢や実が大きくなる時期に干ばつ（水不足）に遭うと、殻だけが大きくなり、実が入らない空莢（ボン）や、未熟粒が発生し、減収につながります。

また、採種をする場合も、この時期の水不足は、発芽率の低下の原因となる幼芽褐変症の発生が多くなるので注意が必要です。

以下の3点を参考にして、かん水を実施し、品質向上と増収を目指しましょう。

▼かん水が必要な時期

開花期（花が1輪以上咲いた株が、全体の株の40～50%に達した時）後20日と、開花期後30～40日が目安です。この時期に乾燥が続くようであれば、かん水をしませう。

特に水分が多く必要な「おおまさりネオ」は、開花期後20日

以降、他品種よりもこまめに7～10日おきにかん水をしませう。

また、採種ほ場では、幼芽褐変症の発生を防ぐために開花期後45日にかん水をしませう。

▼かん水の量

かん水はしつかり行いましょう。1回に散布する量は30～40mm（10aあたり30～40t程度）が目安です。

▼かん水時の注意

白絹病が発生している場合は、かん水により病気が拡大する恐れがあるので、かん水前には場を見回り、発病株を抜き取りましょう。



写真4 スプリンクラーによるかん水

畜産農家からの需要が 急拡大「イネWCS」

イネホールクロップサイレージ（以下、イネWCS）とは、イネの穂と茎葉を一緒に収穫し発酵させた乳牛用又は肉牛用の飼料です。世界的に飼料価格が高騰している中、山武地域では耕種農家と畜産農家が連携した活発な生産が行われています。

▼国産飼料として需要が急拡大

国内の畜産経営は、近年の世界的な飼料価格の大幅な高騰により打撃を受けています。そこで、地域で生産された良質で安価な国産飼料であるイネWCSへの需要が急拡大しています。

▼水田でできる良質な飼料生産

籾の割合が少ないWCS専用品種を用いることで、高品質な飼料生産が可能です。

育苗、代かき、施肥、田植え等の栽培管理の前

半は主食用米と同じです。一方、収穫には専用の収穫機械が必要となります。

販売収入の他、新規需要米として戦略作物助成の対象作物となっており、栽培面積に応じて安定した収入が得られます。

▼品種選択による作期分散

早生から晩生までのWCS専用品種を組み合わせることで作期を分散でき（図1）、主食用米との作業競合の回避やイネWCS生産量の拡大が可能です。

イネWCS生産に興味がある方は、農業事務所まで御連絡ください。

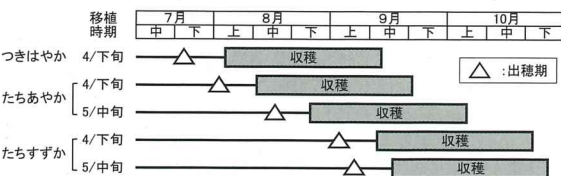


図1 一般的なWCS専用品種の出穂期及び収穫期
注) 令和3年度試験研究成果発表会資料(作物)から作図



写真5 イネWCSの生産風景

露地野菜ほ場の排水性改善

山武地域では近年、ねぎの軟腐病や黒腐菌核病、にんじんのしみ症状といった露地野菜の病害や生育不良が多発しています。共通した原因として、ほ場の排水性（水はけ）の低下が考えられます。排水性の低下は、トラクターなどの大型機械の使用により、地下部に硬盤が形成され、地表や土壌中に溜まった雨水が排水され難くなることで起こります。

長時間の滞水は、酸欠による根傷みや多湿による病害発生を助長することから、排水性の改善が必要です。

排水性の改善に向けて取り組みやすいのは、ほ場周囲への明渠の設置と硬盤破碎です。

明渠は、排水溝がないと効果が不十分となるため、流入した水がほ場の外へ流れるように設置しましょう。また、明渠は時間が経つと土やゴミが詰まるた

め、定期的に確認し、掃除をする、掘り直すといった措置をとりましょう。

さらに、ほ場の中央付近に滞水する場合は、ほ場全体がすり鉢状になっていいる可能性があります。ほ場周囲だけでなく、畝を横切って周囲に繋げるなど、各自のほ場に合わせた明渠の設置を検討しましょう（図2）。

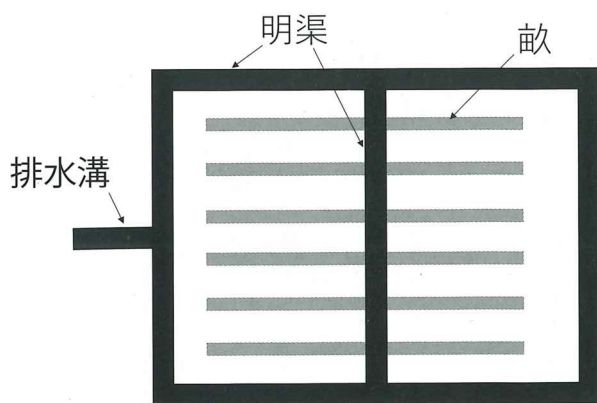


図2 ほ場周囲とほ場を横切る明渠の設置例

表1 硬盤破碎に用いる主な作業機

作業機名称	作業幅	破碎効果	土の反転	けん引に必要なトラクターの馬力	特徴
サブソイラ	小	中	なし	20以上※	<ul style="list-style-type: none"> ナイフ（爪）を土中でけん引し、刃が通った部分の硬盤を破碎。 水田では弾丸を装着して簡易的な暗渠（弾丸暗渠）を施工できる。
ブラソイラ	大	大	あり	20以上※	<ul style="list-style-type: none"> 下層の土をわずかに持ち上げつつ硬盤を破碎。 土が反転するため、下層に石があるほ場は注意が必要。
パラソイラ	大	大	なし	30以上	<ul style="list-style-type: none"> 4本の「く」の字型ナイフを上下に動かし、作業幅全体の土を膨軟にする。 排水効果はサブソイラよりも高いとされる。

※爪2本の場合の目安です。けん引に必要な力は、土質や作業機の性能によって異なります。

また、地下に硬盤が形成されているほ場では、作付前の硬盤破碎が有効です。硬盤破碎に用いる作業機には様々な種類があるので、表1を参考に各々のほ場に適した作業機を選びましょう。

千葉県立農業大学校
令和5年度
入学生の募集

本県農業の担い手及び指導者を目指す入学生を募集します。

▼募集人員

農学科80名、研究科20名（推薦入学で募集する者を含む）

▼試験期日

【推薦入学】令和4年11月1日（火）

【一般入学】

A日程…令和5年1月6日（金）
B日程…令和5年2月14日（火）

▼願書受付

【推薦入学】令和4年9月30日（金）
10月14日（金）

【一般入学】

A日程…令和4年12月2日（金）
12月15日（木）
B日程…令和5年1月20日（金）
2月2日（木）

▼試験実施場所

【推薦入学】千葉県立農業大学校
山武校

【一般入学】

同東金校

▼問合せ

千葉県立農業大学校
東金校試験事務局

0475(52)5121

消費税のインボイス 制度について

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。

▼インボイスとは

農業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税します。「仕入税額控除」といいます。

令和5年10月から、仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。

インボイスは、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行でき、免税事業者は発行することができません。

▼課税事業者（売上高が1千万円を超え、消費税の納税義務がある方）の場合

売り先の求めに応じ、インボイスを発行するため、税務署長の登録を受ける必要があります。

また、仕入税額控除をするためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。

仕入先が免税事業者の場合は、仕入税額控除ができなくなるので、あらかじめ取引条件等を決めておく必要があります。

なお、仕入先が免税事業者等で、インボイスを発行できない場合でも、制度開始後6年間（令和11年9月まで）は、一定の仕入税額控除ができる経過措置があります。

▼免税事業者（売上高が1千万円以下で、消費税の納税義務が免除される方）の場合

売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者で、卸売市場や農協等へ委託販売する場合は、インボイスの発行を求められないため、特に変更はありません。売り先が課税事業者の場合、売り先が仕入税額控除をできなくなるため、あらかじめ取引条件等を決めておく必要があります。

詳細は、農林水産省のホームページを御覧ください。

収入保険の保険料を一部助成します

収入保険は、自然災害、市場価格の低下、新型コロナウイルス感染症の影響、けがや病気で収穫不能、盗難等による「収入の減少」を補償します。

県は令和4年度から6年度まで、新たに収入保険に加入する農業者に対し、初年度の保険料の一部を助成します。

▼対象者（令和4年度）

次のすべてを満たしている方

- ①青色申告を行っている県内在住の農業者の方（個人・法人）
- ②令和4年度中に保険期間が開始する方
- ③令和5年1月末までに積立方式による新規加入の手続きをした方
- ④初年度保険料（自己負担分）が、3万円以上となる方

▼補助額

初年度保険料（自己負担分）

が6万円以上の場合↓2万円、3万円以上6万円未満の場合↓1万円

▼交付の手続き

収入保険の申し込みを行う際に、千葉県農業共済組合に交付申請書を提出してください。

詳しくは、県ホームページ（団体指導課）を御覧になるか、千葉県農業共済組合にお問い合わせください。

○問合せ

千葉県農業共済組合

043 (245) 7447

